

尾張旭市保養センター尾張あさひ苑指定管理者の候補者の選定結果

下記施設の指定管理者については、指定管理者選定会議を設け、指定管理者の候補者の選定を行いました。この結果に基づき、令和2年12月尾張旭市議会定例会に指定管理者の指定に係る議案を提出し、指定の進めを進めます。

なお、指定管理者の選定については、任意指定による選定としました。

1 対象施設

尾張旭市保養センター尾張あさひ苑

2 選定会議

開催日	主な内容
令和2年10月27日(火)	書類審査、プレゼンテーション、ヒアリング

3 指定管理者の候補者

尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市施設管理協会

4 任意指定による選定とした理由

尾張旭市施設管理協会は、昭和54年に本市が尾張あさひ苑の管理運営を委ねるために設立した公共的団体で、尾張あさひ苑開設以来、継続的に運営を行ってきました。

平成18年度からは、指定管理者として本施設の管理運営に携わり、利用者サービスの向上やコスト縮減を実現しています。これらの実績を踏まえた上で、公共的団体としての性格等を考慮した結果、現管理者である尾張旭市施設管理協会を任意指定することとし、選定会議では、同団体が尾張旭市保養センター尾張あさひ苑の指定管理者としての十分な適格性を有するかどうかを判断しました。

5 審査基準及び審査結果

審査基準	評価点	
	配点	尾張旭市施設管理協会
(1) 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	120	104
(2) 公の施設の効用の最大発揮及び管理経費の縮減	210	161
(3) 管理を安定して行う物的及び人的能力	150	119
(4) その他の要件	120	103
評価点合計	600	487

6 選定理由

尾張旭市保養センター尾張あさひ苑の指定管理者の募集に際しては、非公募とし、任意指定団体からの申請書及び附属の書類並びにプレゼンテーション・ヒアリングにより、その適格性などを確認し、次の理由により、候補者を選定しました。

- (1) 利用者の平等利用の確保については、身体の不自由な方、乳幼児、高齢者など、幅広く利用できるように、介助用の小浴場等の設備面だけでなく、利用しやすい部屋の確保等サービス面での配慮も行き届いている。特に、近年社会問題化している高齢者による交通事故に対して、無料送迎バスを継続することで、免許返納者や運転に消極的な方でも利用しやすいように提案が示されており、市の公共施設としてふさわしい、幅広い配慮がされている。
- (2) 利用拡大を図るための方策について、アンケートなどから利用者ニーズを把握し、施設や運営サービスなどに反映している。今後は、アンケートの回収率を上げるなどの、更なる利用者満足度の向上に向けた取組が示されている。
- (3) 候補者は、温泉郷内のみならず他の機関や組織と共同事業への積極的な取組をしてきており、今後もそのつながりを活かし、共存共栄の理念で互いに発展していくことができる体制がある。
- (4) 利用料金制の条件として、市から提示した「廃止となる利用助成事業の考え方を踏襲した新たな料金制度構築」に沿って料金提案がされていること、自主事業についても、市制50周年に合わせて、施設の40周年に向けたオリジナルグッズの作成をはじめ、尾張旭市民がより利用しやすいような事業の継続だけでなく、新たに子育て世代へのアプローチに特化した事業提案が示されており、市民の健康増進を図るという目的に繋がることを期待できる。
- (5) これまで尾張あさひ苑の指定管理を行ってきた15年間で、保健所による指導や行政処分等もなく、また、突如の設備不良による臨時休業もなく運営を続けてきた実績があるため、今後の指定管理期間においても利用者に対する安心、安全な施設運営が十分可能であると認められる。

以上、「審査基準表」の審査項目及び審査の視点に照らして選定を行った結果、尾張旭市施設管理協会を尾張旭市保養センター尾張あさひ苑の設置及び管理に関する条例第13条に基づき、適当と認める団体として選定し、指定管理者の候補者とします。